

ドクター・トラストの特定保健指導サービス

企業の健康経営サポートを
特定保健指導から。



ドクタートラストの 特定保健指導サービス

信頼と実績



契約企業様との信頼関係があります。

産業医契約やストレスチェック・保健師サービス等でご契約中の企業様からのご要望を多数頂き、サービスを開始しました。

社内の医療職が対応



保健指導経験豊富な医療職が対応します。

産業保健分野のフィジカル・メンタル対応経験豊富な保健師・管理栄養士が企業訪問し（面接の遠隔実施も可能です）、初回面接等を行ないます。

様々な業態の企業での保健指導の知見を活かし、食事週間や運動習慣などの個人的な要因に留まらず、就業環境や家庭環境など環境要因についても対象者と振り返り、具体的かつ実現可能な行動目標策定をサポートします。

特定のアプリを使用しません

多忙な生活の中、使い慣れないアプリやツールなどへの入力を強要することは、対象者の負担となり、プログラム継続へのモチベーション低下や新しい生活習慣の定着を妨げる原因にもなり得ます。

そのため、**オリジナルの特別なアプリの使用やダウンロードを支援期間中に対象者にお願いすることはありません。**

5つの支援方法



対面面接



遠隔面接



SNS (LINE)



メール



電話

対象者の業務やスケジュールに合わせて柔軟に対応します。

支援内容は、特定保健指導制度の基本的な内容を踏襲するスタンダードなものです。

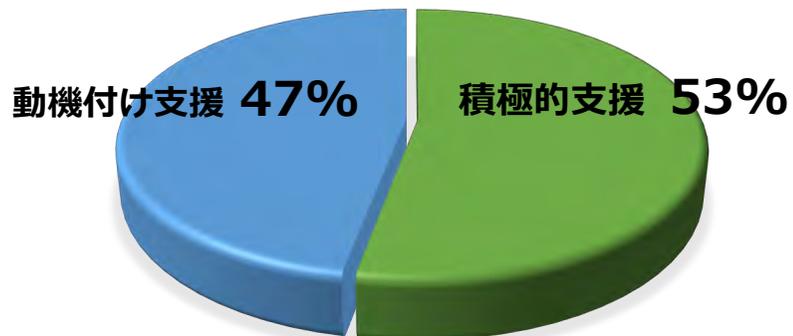
しかし、産業保健分野で蓄積した知見を活用し、対象者の個人的な要因のみならず環境的な要因にも目を向け、十分にコミュニケーションを取りながら具体的な改善策をご提案できることが強みの一つです。

2020年度の
特定保健指導サービス実施状況

実施実績

官公庁（衆議院、参議院等）
一般企業（サントリーHD、その他多数）

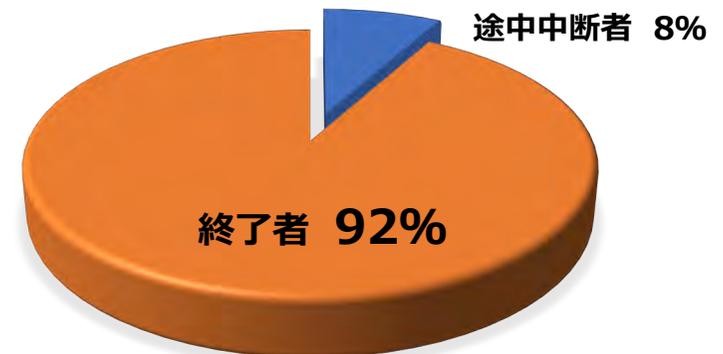
【指導対象者割合】



実施率

92%
(修了者 / 保健指導対象者)

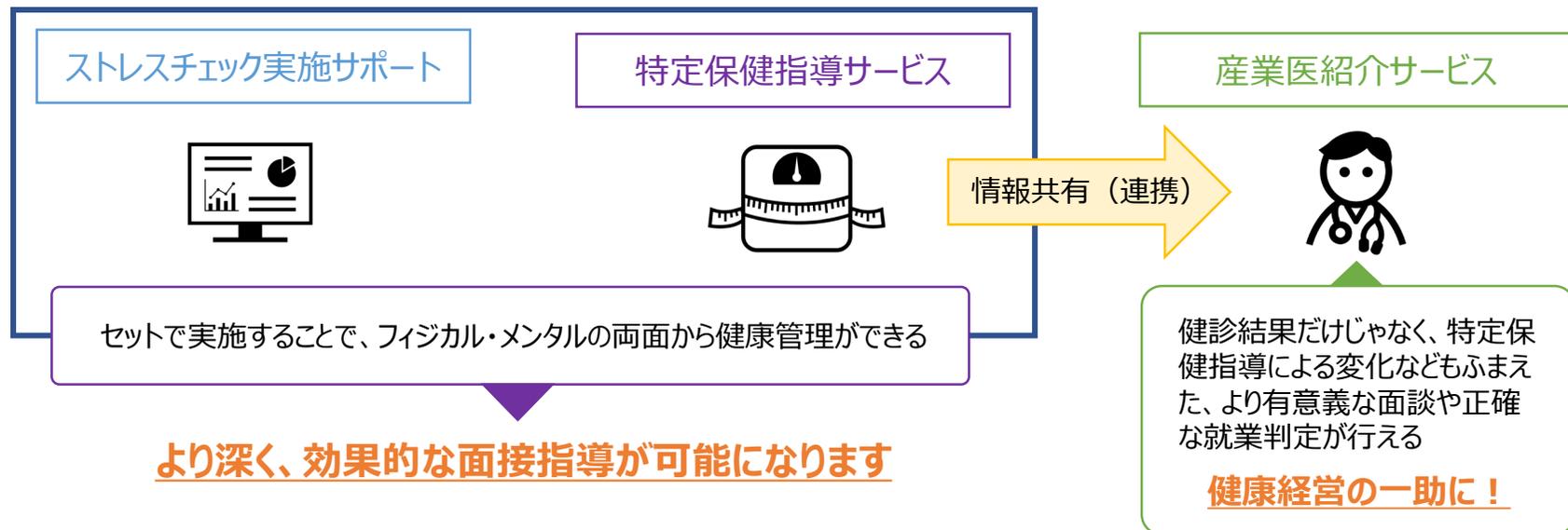
【実施状況】



産業医・ストレスチェック等との連携

ドクター・トラストの提供する「産業医紹介サービス」や「ストレスチェック実施サポート」を合わせてご契約いただいている企業様に対しては、特定保健指導制度上のアプローチのみではなく、**継続的なハイリスクアプローチや、フィジカル・メンタル両面からのアプローチが可能**です。

また、若年層に対する保健指導を合わせて行ない、将来的な対象者削減への取り組みを行なうことや、ポピュレーションアプローチとしてヘルスリテラシー向上のため、セミナーや研修などを実施することも可能です。



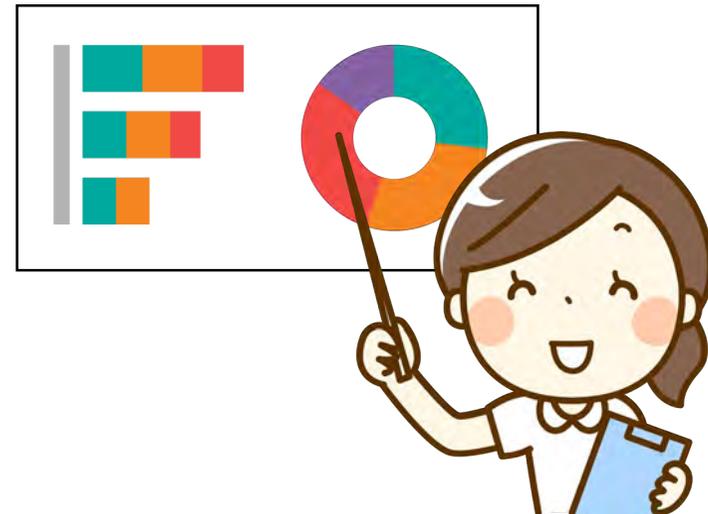
より深く、効果的な面接指導が可能になります

健康経営コンサルティング

ドクタートラストでは、制度上求められてはいませんが、ハイリスクアプローチとして特定保健指導を実施した後、対象者が所属する企業（事業場）向けに、**対象者個人を特定することのできない状態に加工・集計したレポートを提示しフィードバックとアドバイスなどを行っています。**

特定保健指導は制度上、保険者に実施義務があり、直接の保健指導は対象者に対して実施されるため、企業では実施状況や自社のハイリスク者について、定期健康診断以上には把握していない状況が多くあります。

そこで、保健指導にて収集したデータを集計し、例えばハイリスク者が多い部署や業務などについて、傾向などの考察や就業環境要因として改善見込みのある事案へのアドバイス、対象者が多い部署等の若年層向けの保健指導実施、ポピュレーションアプローチとしての研修やセミナーの実施など、企業の健康経営への取り組みをお手伝いしつつ、環境要因改善のお手伝いをしています。



被扶養者（ご家族）を巻き込んだ取り組み

対象者にとって最も身近なサポーターである被扶養者（ご家族）による励ましや承認、支援は、対象者の取り組みへの後押しとなるだけでなく、被扶養者のヘルスリテラシー向上にも寄与するほか、被扶養者の健診受診率や特定保健指導実施率にも貢献します。

被扶養者が**対象者**の場合

現段階では、実際の実施取り組みは限定的ではありますが、ご理解とご協力をいただける保険者ならびに企業においては、**お2人一緒に特定保健指導を実施することが可能**です。

被扶養者が**非対象者**の場合

対象者（被保険者）の初回面接時にご同席いただき、対象者の健康状態を一緒にご確認いただきつつ、家庭での生活習慣のヒアリングや、被扶養者に対しての食事指導などを詳しく行ない、**より実行力のある多角的な指導が行えます**。



支援内容

支援期間

3か月以上～（協議の上決定）

計画ポイント

企業、業種業態、対象者就業状況などにより実施可能な支援方法や支援頻度を協議のうえ調整し対応します。（可能な限り面談実施を基本とします）

※積算ポイント実績としては、180pt～300pt以上と幅がありますが、平均して7割程が200pt前後

支援方法

訪問による対面面接、面接の遠隔実施、SNSを含むメール支援など対象者に合わせ調整して支援します。

途中中断者の 取り扱い

継続不可能な異動や離職等による資格喪失以外による途中中断候補者に対しては、対象者本人へ指導者から直接勧奨を複数回行なった後、企業ご担当者様にもご協力いただき勧奨をしていただきます。それでも、ご本人意向として中断を希望される場合には、企業ご担当者様にも確認を取ったうえで途中中断者として確定処理を行ないます。

制度上必要とはされませんが、動機付け支援対象者に対しても中間評価実施時期頃にSNSやメールを利用して行動計画の実施状況の確認や励ましなどを行ないます。

支援フローについて

ドクタートラストでは、厚生労働省の示すガイドラインに則り、3か月以上の実施期間で健康保険組合・企業と協議し、調整の上期間を設定し対象者への支援を実施します。

しかし、リピーター対象者には、制度としての特定保健指導への信頼感を失っているように感じられます。指導者のアドバイス通り、生活習慣を改善するために行動目標に取り組んだものの、6か月間の支援期間後半にはリバウンドもしやすく、取り組みの成果が感じられなくなり、結果的に期間終了時に大きな数値改善が見られず「やるだけ無駄」と感じてしまっているケースです。

最終的にはご本人の意識次第ではあるため、まずは「制度への参加で痩せた！」という成功体験をしていただく事を前提に、ドクタートラストでは3か月の支援から段階的に期間を延ばしつつ習慣化できる様サポートを行うことをおすすめしています。

※別添の支援フロー表（例）をご確認ください

対面面接を中心とした支援フロー例（面接2回（初回・中間）、メール支援A3回）

実施期間	回数	実施内容	実施回数						
初回	1	対面	1	1	1	1	1	1	1
中間	2	対面	2	2	2	2	2	2	2
後半	3	対面	3	3	3	3	3	3	3
最終	4	対面	4	4	4	4	4	4	4

1) 生活習慣の改善が結果的に健康増進や生活習慣病の予防、メタボリックシンドロームや生活習慣病に関する知識・理解を高めることにつながる。生活習慣病の予防から生活習慣改善の必要性を説明する。
 2) 生活習慣改善のための具体的な目標を設定し、行動計画を立てる。
 3) 栄養・運動・生活習慣の改善に関する具体的なアドバイスを行う。
 4) 行動計画の進捗を確認し、必要に応じて調整を行う。必要に応じて栄養指導、運動指導、生活習慣指導を行う。
 5) 栄養・運動・生活習慣の改善に関する具体的なアドバイスを行う。必要に応じて栄養指導、運動指導、生活習慣指導を行う。
 6) 生活習慣の改善が結果的に健康増進や生活習慣病の予防につながることを説明する。
 7) 生活習慣の改善が結果的に健康増進や生活習慣病の予防につながることを説明する。

特定保健指導実施料金

積極的支援

33,000円 (税込)

動機付け支援

11,000円 (税込)



ご希望のご支援内容や6か月を超える支援期間等条件により変動があります。
ご契約ごとの正式な金額は別途御見積書にてご提案いたします。



特定保健指導対象年齢以下の若年層向けの保健指導、各種研修やセミナーなども併せて実施が可能です。ご希望の場合は、ぜひご相談ください。